

ミツヒロニュース



新年度が始まりました。

4月から税制改正により交際費の上限が変更されます。従来、お客様と食事に出かけた際の飲食費は交際費となりますが、1人あたりの費用が5,000円以下の場合には会議費として会計処理されていました。この基準が引き上げられ、1人あたり10,000円までの範囲であれば会議費にできます。早期に効果が得られるよう、次事業年度からではなく4月1日以後に支出する飲食費から適用されます。

ぜひ有効に活用してください。光廣 昌史

今月のトピック

- ◇新NISAスタートで投資活況
- ◇返礼品なしのふるさと納税で被災地支援
- ◇老後資金を用意するには
- ◇今月のお勧めセミナーなるほど！よくわかる「消費税のしくみ」
- ◇あとがき「利上げの足音」



新 NISA スタートで投資活況

少額投資非課税制度 (NISA) の新たな仕組みが今年始まりました。老後資金形成の重要性がいよいよ増すとされているなかで、これをきっかけに NISA を始める人は多く、株価上昇の一因ともされています。

NISA は、株や投資信託で得られた利益や配当にかかる約 20%の税金がゼロになる制度。昨年までは、上場している会社の株式などを購入できる「一般 NISA」と、長期の投資に適した「つみたて NISA」のどちらかを選ぶ必要がありましたが、今年からは2つの NISA がそれぞれ「成長投資枠」と「つみたて投資枠」と名称を変え、両方同時に投資ができるようになりました。

また年間投資額も拡充され、成長投資枠が従来の2倍の年 240 万円、つみたて投資枠は3倍の年 120 万円と、併用すれば年間 360 万円の投資が可能となっています。複数年にかけてのトータルの投資限度額も2倍以上の1800万円となり、非課税で保有できる期間も無期限と拡充されています。

証券会社によっては、今年の新規口座開設数が前年の同時期に比べて3倍に伸びているところもあることが分かっています。例年、NISA の投資枠が切り替わる年末年始に口座開設は増える傾向にありますが、新 NISA をきっかけにしていつも以上に関心が高まっているようです。

日本証券業協会が提唱する「NISAの3つのいいさ！」

① 配当金や売買益が 非課税!	NISA 口座を通じて上場株式や株式投資信託等に投資すると、本来は 20.315%課税される配当金及び売買益等が非課税でお得。
② 制度が 恒久化! 非課税保有期間が 無期限化!	2024 年から制度が恒久化・非課税保有期間が無制限化されます。国民一人ひとりが、 生涯にわたって安定的に資産形成しやすい制度 になりました。
③ 人生 100 年時代、自分自身のライフプランに合わせた資産形成が可能	2024 年から始まった新しい NISA では、今までの「つみたて NISA」を引き継ぐ「つみたて投資枠」と「一般 NISA」を引き継ぐ「成長投資枠」の両方が利用できます。NISA の非課税保有限度額は再利用できるので、様々なライフステージに合わせて資産を積み立てたり取り崩したりしながら、資産形成ができます。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

	新 NISA (R6.1.1~)	
	つみたて投資枠	成長投資枠
加入可能年齢	18 歳以上 (その年 1 月 1 日時点)	
購入方法	定期的・継続的に積み立て	自由
利用	併用可	
投資対象商品	金融庁が指定した投資信託	一定の上場株式、投資信託等
年間投資枠	120 万円	240 万円
非課税期間	無制限	
非課税保有限度額	1,800 万円 (うち成長投資枠 1,200 万円)	
受け取り	引き出し可能	
税の優遇	運用益 (売却益・配当・分配金) が非課税	

※ 簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)

一方で、東京で『しんでん森の動物病院』の院長をされている森井啓二先生が Facebook 投稿で新 NISA への警告をされています。

-----以下、引用-----

あと少しの間株価の好景気が続くでしょう。

そのように計画されたからです。

初めてのパチンコで当たりを出してしまった人のように、今から株を買い始めて儲かっても、お金儲けは簡単だなどと思わない方がよいです。

今なぜ株価が好調なのか、その裏には何があるのか、今まではどうだったのか、政府が何故積極的に投資を勧めているのか・・・

大きな投資をしていくのであれば、自分が把握できる範囲において、世界情勢も含めてちゃんと理解しておくべきです。

さらには、そのお金で何をしたいのか、何が成功なのか、ちゃんと理念を立てておくべきです。

そうしないと翻弄される時代が、まもなくやってきます。

昨今の異常な株価上昇と世界経済の異様な雰囲気警鐘されている感じであり、集合意識時代で"誰もが巻き込まれる"大きな経済や金融危機が起こること示唆されていて、「執着しないこと」をアドバイスされています。

まだしばらくは、世界経済や金融も大波は起こらないと思いますが、必ずどこかのタイミングで行き詰まって崩壊する時が来ると思います。

投資関連はくれぐれも自己責任でご注意を。

森井啓二 (もりい けいじ)

しんでん森の動物病院院長。専門は動物の統合診療医&外科医

東京生まれ

北海道大学大学院獣医学研究科卒業後、オーストラリア各地の動物病院で研修。

1980 年代後半から動物病院院長として統合医療を開始。日本ホメオパシー医学会の理事、同会獣医師部会代表を務め、日本ホメオパシー医学会認定専門医、英国 Faculty of Homeopathy 認定獣医師。

著書に「臨床家のためのホメオパシー・マテリアメディカ」「一歩すすんだセルフケアのためのホメオパシー」など。



返礼品なしのふるさと納税で被災地支援

能登半島地震により被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。ふるさと納税に「代理寄付」という制度があるのはご存じでしょうか。返礼品がクローズアップされがちなふるさと納税ですが、もともとは災害復興に着想されたという起源があります。今回は代理寄付によるふるさと納税をご紹介します。

1. 「代理寄付」によるふるさと納税

「代理寄付」とは、被災していない自治体が被災自治体の代理でふるさと納税の寄付を受け付け、被災自治体へ寄附金を送付する仕組みです。返礼品がないため、ふるさと納税サイトへの手数料もなく寄附金全額が被災自治体へ届くこととなります。また、事務負担を他の自治体が行うため、被災自治体の事務手数料が少ないということで被災自治体にとって二重のメリットがあります。

2. 被災地は忙しい

被災直後の被災自治体は住民の安否確認、避難所の設立・運営など、とにかく忙しいです。寄付金の受領と証明書の交付、問い合わせの対応など、寄付関連の作業にまで手が回りません。そこで2016年の熊本地震の際に茨城県境町の橋本町長が、以前に災害支援の寄付金を集める際に苦労した経験から、熊本地震の被災地に代わって寄付金を集めることを即決し、スタートしたのが代理寄付の仕組みとなります。

3. いつも使っているふるさと納税サイトからお手軽に被災地支援

寄付をする側からも、スマホで気軽に被災地支援ができるというのは大きなメリットです。被災地のHPから義援金の振込先を調べてお金を振り込むのは、ハードルが高いと感じる方が多いでしょう。使い慣れたふるさと納税サイトのページから寄付をすることができるのはとてもお手軽です。

4. そもそもふるさと納税とは⇒寄付を通じた税金の前払い、節税ではない

◆地方団体へ寄付（ふるさと納税）することで、翌年納付する所得税、住民税が控除される（税金の前払）

◆控除限度額の範囲内で 【寄付金額－2,000円】 が所得税・住民税から控除

◆寄付額の3割相当額以下の返礼品がもらえる地方団体が多い（通常のふるさと納税）

◆原則は確定申告が必要、ワンストップ特例を使えば確定申告不要

※「ワンストップ特例」⇨確定申告が不要な給与所得者等が①寄付先が5か所以下、②翌年1/10までにすべての寄付先へ申請書を提出(原則必着)すれば、確定申告不要となる制度

◆控除の仕組み（前提：ふるさと納税50,000円、所得税の税率20%）

寄付額 50,000円	控除額 48,000円	①所得税から控除 9,600円	①(寄付額 50,000円－2,000円) × 税率 20% ＝9,600円 が所得税から控除
		②住民税から控除 38,400円	②(寄付額 50,000円－2,000円)－9,600円 ＝38,400円 が住民税から控除
	2,000円	※ワンストップ特例なら①＋②が住民税から控除	

5. 返礼品・控除限度額にこだわらず被災地支援を

毎年、ふるさと納税をされている皆さんは、ふるさと納税サイトで上限額のシミュレーションを行い、返礼品を楽しみにふるさと納税を活用されていることと思います。今年は返礼品なしのふるさと納税も選択肢に入れてみてはいかがでしょうか。

また、寄付の本来の趣旨としては「困っている人を助ける」であろうかと思えます。ふるさと納税という便利な制度ではありますが、無理のない範囲で控除限度額にこだわらない寄付が広まることを陰ながら祈っております。

老後資金を用意するには

◆年金だけで生活するのはますます難しく

老後不安と言われていても実際は50代になってからようやく年金について意識する人が多いと思います。しかし高齢者の増加と若年労働力の不足で年金受給額は目減りする傾向で推移しています。簡易生命表によると2022年時点で日本人の平均寿命は男性81.05歳、女性は87.09歳です。

中年より下の世代も公的年金以外の生活の手段を打っておく必要があるでしょう。

◆老後に必要なお金

総務省家計調査報告(2022年)によれば1世帯で平均は月額約244,000円です。一方厚労省の2022年の夫婦のモデル年金の受給額は約22万円です。これは夫が老齢基礎年金は満額、老齢厚生年金は平均標準報酬月43.9万円で40年間加入したと想定、妻は専業主婦で既存年金が満額支給されたときの想定なので現状とかなりちがうかもしれません。

ですからこの条件の年収がもう少し低い層や自営業者などは年金だけでは不足することが目に見えています。国民年金だけの加入者は会社員や公務員などの厚生年金や共済組合の加入者より受け取る年金額は少なくなっています。ここで比較をしてみましょう。国民年金と厚生年金に38年間加入した時との比較をしてみると在職中平均年収と年金見込み額(厚生年金)

- ・400万円…約 6.0万円/月
- ・500万円…約7.3万円/月
- ・600万円…約 9.7万円/月
- ・650万円…約11.5万円/月
- ・800万円…約12.6万円/月

上記に基礎年金の月額6.5万円を足します。

これと比較して国民年金は収入に関係なく月額約6.5万円です。これだけでも大きい差があることがお分かりでしょう。

◆どのように備えるべきか

貯蓄の他、国民年金基金や小規模企業共済、iDeCo、民間の個人年金、終身保険、つみたてNISA等非課税で積み立てできるものも多く、早めに老後資金を確保したいものです。投資についてはどのくらいのリスクまでなら許容できるかをよく考えて行いましょう。長い期間かけて積み立てて運用していくことになるので、準備は若いうちから考えておくことがよいでしょう。

参考文献： ■ゆりかご 社長のミカタ

4月 今月のお勧めセミナー

第2回 そこが知りたかった 税務・会計セミナー なるほど!よくわかる「消費税のしくみ」

令和5年10月1日から、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されました。経理担当者の方にとって、消費税の取扱いは日常の会計処理で必要となる税務知識のひとつです。奮ってご参加ください。

(開催日4月10日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あとがき 和田です。ついに日銀がマイナス金利解除に踏み切りそうです。利上げになれば、銀行借入の利率も当然に上がるわけで、コロナによる借入金や住宅ローンなどの返済が重しになる人も増えるのではないかと思います。一方で、大企業の春闘で満額回答や初任給が大幅に増えたなどのニュースをよく見ます。景気のいい話ではありますが、中小企業にとっては人手不足に拍車がかかるのではないかと思います。物価高、返済増、給与増となり、試練の時を迎えています。パンドラの箱は開かれつつあります。最後には希望が残るよう願っています。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

弊社のHPは
こちらから!

